

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	寝屋川市 予防接種に関する履歴等の管理に関する事務に係る重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は予防接種に関する履歴等の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和7年2月13日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバ
②システムの機能	<p>①宛名管理機能 既存住基システムから住登者データ及び住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名データベース(統合宛名DB)に反映を行う。</p> <p>②統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>③符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求及び取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は、住基GWへ送信する。</p> <p>④情報提供機能 各業務で管理している番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。</p> <p>⑤情報照会機能 中間サーバに他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は各業務システムにファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (自治体中間サーバ、既存業務システム)</p>
システム3	
①システムの名称	自治体中間サーバ
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひも付け、当該情報を保管及び管理する機能</p> <p>②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>④既存システム接続機能 番号連携サーバとの間で、情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>⑦データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>

③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（団体内統合利用番号連携サーバ）
システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<p>・令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)において、論理的に区分された本市の領域において保管</p> <p>※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表14の項 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5の項 番号法第19条第6号(委託先への提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表14の項 ②番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の25、27、28、29の項、第27条、第29条、第30条、第31条 【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表14の項 ②番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の25、26の項、第27条、第28条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	ア 対象者が成人 健康部健康づくり推進課 イ 対象者が子ども こども部子育て支援課 ウ 新型コロナウイルスワクチン接種 健康部健康づくり推進課
②所属長の役職名	ア 健康づくり推進課長 イ 子育て支援課長 ウ 健康づくり推進課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に基づく接種対象者
その必要性	予防接種の接種履歴等を適切に管理し、接種回数等の把握を行う。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (接種回数、接種日)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報: 予防接種対象者を特定するために保有 ・4情報、その他住民票関係情報: 予防接種対象者の特定及び未接種者への接種勧奨に使用するために保有 ・連絡先: 予防接種に係る緊急連絡のために保有 ・健康・医療関係情報、その他: 接種記録の管理のために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月15日
⑥事務担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ア 対象者が成人 健康部健康づくり推進課 イ 対象者が子ども こども部子育て支援課 ウ 新型コロナウイルスワクチン接種 健康部健康づくり推進課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()												
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()												
③使用目的 ※	予防接種対象者を特定し、接種記録の作成、管理を行い、情報提供する。												
④使用の主体	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="328 770 467 1037">使用部署</td> <td data-bbox="467 770 1524 1037"> ア 対象者が成人 健康部健康づくり推進課 イ 対象者が子ども 子ども部子育て支援課 ウ 新型コロナウイルスワクチン接種(対象年齢制限有) 健康部健康づくり推進課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1037 467 1128">使用者数</td> <td data-bbox="467 1037 1524 1128"> [50人以上100人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	使用部署	ア 対象者が成人 健康部健康づくり推進課 イ 対象者が子ども 子ども部子育て支援課 ウ 新型コロナウイルスワクチン接種(対象年齢制限有) 健康部健康づくり推進課	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
使用部署	ア 対象者が成人 健康部健康づくり推進課 イ 対象者が子ども 子ども部子育て支援課 ウ 新型コロナウイルスワクチン接種(対象年齢制限有) 健康部健康づくり推進課												
使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上				
<選択肢>													
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満												
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満												
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上												
⑤使用方法	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="256 1128 467 1346"></td> <td data-bbox="467 1128 1524 1346"> <予防接種対象者の管理に関する事務> ・予防接種事業対象者の登録や接種通知の出力等を行う。 <接種情報の管理に関する事務> ・接種情報、予診情報の登録、済証や接種台帳など接種結果情報の登録や出力等を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1346 467 1525">情報の突合</td> <td data-bbox="467 1346 1524 1525"> ・予防接種実施医療機関から提出された予診票に記載されている予防接種を受けた者の情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、予防接種を受けた者を正確に把握する。 ・本市が実施する予防接種に起因する健康被害救済の給付について、支給を受ける者が請求する際の手続きに関して、本人から提出された予防接種健康被害救済の申請情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、対象者を正確に把握する。 </td> </tr> </table>		<予防接種対象者の管理に関する事務> ・予防接種事業対象者の登録や接種通知の出力等を行う。 <接種情報の管理に関する事務> ・接種情報、予診情報の登録、済証や接種台帳など接種結果情報の登録や出力等を行う。	情報の突合	・予防接種実施医療機関から提出された予診票に記載されている予防接種を受けた者の情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、予防接種を受けた者を正確に把握する。 ・本市が実施する予防接種に起因する健康被害救済の給付について、支給を受ける者が請求する際の手続きに関して、本人から提出された予防接種健康被害救済の申請情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、対象者を正確に把握する。								
	<予防接種対象者の管理に関する事務> ・予防接種事業対象者の登録や接種通知の出力等を行う。 <接種情報の管理に関する事務> ・接種情報、予診情報の登録、済証や接種台帳など接種結果情報の登録や出力等を行う。												
情報の突合	・予防接種実施医療機関から提出された予診票に記載されている予防接種を受けた者の情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、予防接種を受けた者を正確に把握する。 ・本市が実施する予防接種に起因する健康被害救済の給付について、支給を受ける者が請求する際の手続きに関して、本人から提出された予防接種健康被害救済の申請情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、対象者を正確に把握する。												
⑥使用開始日	平成28年1月15日												

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	健康管理システムの運用保守	
①委託内容	システム運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)両備システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (2) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項
②提供先における用途	予防接種事務
③提供する情報	予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別、実施年月日、予防接種の種類、接種液の接種量、接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項、予防接種を受けた者の個人番号、その他予防接種に関する事項
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて提供の求めがある都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項
②提供先における用途	予防接種事務
③提供する情報	予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別、実施年月日、予防接種の種類、接種液の接種量、接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項、予防接種を受けた者の個人番号、その他予防接種に関する事項
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて提供の求めがある都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。</p> <p>なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
7. 備考	
<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>・クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> <p>※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。</p>	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

■識別情報及び連絡先等情報

1. 個人番号 2. 統合宛名番号 3. 宛名番号 4. 世帯番号 5. 氏名 6. 生年月日 7. 性別 8. 続柄 9. 現住所 10. 住所コード
11. 地区担当保健師 12. 学区 13. 電話番号 14. 住民になった日 15. 住民になった異動日 17. 住民になった届出年月日 18. 住民でなくなった事由 19. 住民でなくなった異動日 20. 住民でなくなった届出日 21. 住定事由 22. 住定年月日 23. 住定届出年月日
24. 住民区分 25. 外国人判定 26. 国籍 27. 通称名情報 28. 個人特記情報 29. DVフラグ

■業務関係情報<乳幼児等接種情報>

1. 接種コード 2. 接種回数 3. 接種・予診日 4. 年度 5. 接種判定 6. 混合接種 何種 7. 実施医療機関 8. 調定日 9. ロットナンバー 10. 所属
11. B型肝炎種類 12. 接種量 13. 特記事項 14. 受付日(入力委託調定日) 15. B型肝炎種類(ヒームゲン) 16. B型肝炎(へ0.25) 17. B型肝炎(へ0.5) 18. 日本脳炎特例以外 19. 日本脳炎特例以外 20. 日本脳炎特例 21. 未接種理由 22. 年度末年齢 23. 接種日年齢 24. 肺炎球菌種類

■業務関係情報<高齢者等接種情報>

1. 西暦年度 2. 接種日 3. 接種判定 4. 実施医療機関 5. 調定日 6. ロットナンバー 7. 受付日 8. 自己負担有無 9. 成人用肺炎球菌フラグ 10. 高齢者肺炎球菌フラグ 11. 年度末年齢 12. 接種日年齢 13. 特記事項 14. 接種量

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業対象者からの特定個人情報の入手については、予診票等や窓口での聞き取りなどにより、本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ・予診票等の本人情報を記載する用紙については、必要項目以外は記載できない様式になっている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>＜入手した特定個人情報が不正確であるリスク＞</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。 	
<p>＜入手した特定個人情報が漏えい・紛失するリスク＞</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた場所に保管し、施錠管理を行う。 ・特定個人情報を記録した電子データの取り込みに記録媒体を使用する場合は、定められた職員のみが作業し、作業が完了した後は速やかに記録媒体から電子データを消去する。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を閲覧できる者はセキュリティ設定により制限されている。 ・アクセスログを取得しており、必要に応じて解析等できるようにしている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 行っている 2) 行っていない </div> </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">具体的な管理方法</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課長又は担当係長の承認を得て、利用する職員のIDに操作権限を割り当てている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一定時間操作がない場合、自動的にログアウトするよう設定されている。 <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。</p> <p>当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p> <p>やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。</p> <p>当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期的に及び必要に応じ随時に確認する。</p> <p>※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施し、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施し、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p>・特定個人情報ファイルを含む健康管理システム全体のバックアップは毎日実施しており、サーバーに付いているRDXメディアに保存されている</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

○物理的対策

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入退室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

○技術的対策

①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。

②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。

④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

8. 監査

実施の有無

自己点検

内部監査

外部監査

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

十分に行っている

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

具体的な方法

・関係職員(任期付、会計年度職員を含む)に対し、特定個人情報に関する研修を実施している。

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。

10. その他のリスク対策

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞

デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-825-2195
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	こども部子育て支援課 〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-838-0374 健康部健康づくり推進課 〒572-0831 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-812-2002
②対応方法	問合せ時に問合せ受付票を起票し、打合せに対する対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年2月3日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>3. 特定個人情報の入手・使用>⑤使用方法>本文及び情報の突合	転出先市区町村	他市区町村	事後	
令和4年6月13日	Ⅲ リスク対策>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)>リスクに対する措置の内容>②他市区町村からの個人番号の入手	転出先市区町村(3か所)	他市区町村(3か所)	事後	
令和4年6月13日	Ⅰ 基本情報>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム>システム4>②システムの機能	右記を追記	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事前	
令和4年6月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>3. 特定個人情報の入手・使用>②入手方法 その他	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事前	
令和4年6月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託>委託事項	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)	事前	
令和4年6月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託>①委託内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)	事前	

令和4年6月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>6. 特定個人情報の保管・消去>保管場所※	右記を追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事前	
令和4年6月13日	Ⅲ リスク対策>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)>リスクに対する措置の内容>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	事前	

<p>令和4年6月13日</p>	<p>Ⅲ リスク対策＞ 2. 特定個人情報情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）＞ 特定個人情報情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>右記を追記</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和4年6月13日</p>	<p>Ⅲ リスク対策＞ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託＞ その他の措置の内容</p>	<p>当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）</p>	<p>当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）</p>	<p>事前</p>	

令和4年6月13日	Ⅲ リスク対策> 7. 特定個人情報 情報の保管・消去> その他の 措置の内容	右記を追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク 端末には、申請情報・証明書データを記録し ないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシ ステム間の通信については専用回線、証明 書交付センターシステムとVRS間の通信に ついてはLGWAN回線を使用し、情報漏えい を防止する。また、通信は暗号化を行うこ とにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の 対応をしている。	事前	
令和5年3月31日	(別添1)ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る 予防接種に関する記録項目> ・接種回(各回)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る 予防接種に関する記録項目> ・接種回	事後	
令和5年3月31日	Ⅲ リスク対策> 2. 特定個人 情報の入手> 特定個人情報の 入手におけるその他のリスク 及びそのリスクに対する措 置	<ワクチン接種記録システムにおける追加 措置> ・入手した特定個人情報については、限定 された端末を利用して国から配布されたユ ーザーIDを使用し、ログインした場合だけ 、アクセスできるように制御している。	<ワクチン接種記録システムにおける追加 措置> ・入手した特定個人情報については、限定 された端末を利用して配布されたユーザー IDを使用し、ログインした場合だけ、ア クセスできるように制御している。	事後	
令和5年3月31日	Ⅲ リスク対策> 3. 特定個人 情報の使用> ユーザー認証 の管理	<ワクチン接種記録システムにおける追加 措置> ・ワクチン接種記録システムへのログイン 用のユーザーIDは、国に対してユーザー 登録事前申請した者に限定して発行され る。	<ワクチン接種記録システムにおける追加 措置> ・ワクチン接種記録システムへのログイン 用のユーザーIDは、本市が指定する管理 者が認められた者に限定して発行される。	事後	

<p>令和5年3月31日</p>	<p>Ⅲ リスク対策>3. 特定個人情報情報の使用>その他の措置の内容</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。</p>	<p>事後</p>	
<p>令和5年9月21日</p>	<p>I 基本情報>6. 評価実施機関における担当部署>①部署>ウ新型コロナウイルスワクチン接種</p>	<p>健康部新型コロナウイルス感染症対策室</p>	<p>健康部健康づくり推進課</p>	<p>事後</p>	
<p>令和5年9月21日</p>	<p>I 基本情報>6. 評価実施機関における担当部署>②所属長の役職名>ウ</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策室長</p>	<p>健康づくり推進課長</p>	<p>事後</p>	

令和5年9月21日	II 特定個人情報ファイルの概要>2. 基本情報>⑥事務担当部署>ウ新型コロナウイルスワクチン接種	健康部新型コロナウイルス感染症対策室	健康部健康づくり推進課	事後	
令和5年9月21日	II 特定個人情報ファイルの概要>3. 特定個人情報の入手・使用>④使用の主体>使用部署>ウ新型コロナウイルスワクチン接種(対象年齢制限有)	健康部新型コロナウイルス感染症対策室	健康部健康づくり推進課	事後	
令和5年9月21日	IV 開示請求、問合せ>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ>①連絡先	健康部健康づくり推進課 こども部子育て支援課 〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-838-0374 健康部新型コロナウイルス感染症対策室 〒572-0831 大阪府寝屋川市豊野町15番10号 072-825-2008	こども部子育て支援課 〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-838-0374 健康部健康づくり推進課 〒572-0831 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-812-2002	事後	
令和6年7月31日	II 6 特定個人情報の保管・消去	・生体認証による入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証で厳重に管理している。	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	

令和6年7月31日	Ⅲ7 特定個人情報の保管・ 消去		<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>○物理的対策</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	
令和6年7月31日	Ⅲ7 特定個人情報の保管・ 消去		<p>○技術的対策</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	

令和6年7月31日	Ⅲ10 その他のリスク対策	右記を追記	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	
令和7年2月13日	I 基本情報> 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務> 事務の内容	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者等からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)において、論理的に区分された本市の領域において保管する。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。</p>	事後	
令和7年2月13日	I 基本情報> 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム> システム2> ②システムの機能	④情報提供機能 各業務で管理している番号法別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。	④情報提供機能 各業務で管理している番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。	事後	

令和7年2月13日	I 基本情報>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム>システム4>②システムの機能	<p>・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録・接種記録の管理・転出／死亡時等のフラグ設定・他市区町村への接種記録の照会・提供・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</p>	<p>・令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管・ワクチン接種記録システム(VRS)において、論理的に区分された本市の領域において保管※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。</p>	事後	
令和7年2月13日	I 基本情報>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム>システム4>③他のシステムとの接続	<p>[○]その他(接続はしていないが、健康管理システムとデータ連携している。)</p>	左記を削除	事後	
令和7年2月13日	I 基本情報>4. 個人番号の利用>法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10、寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表14の項 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5の項 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(番号法関係法令の一部改正に係る変更)
令和7年2月13日	I 基本情報>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携>法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、17、18、19</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2</p>	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>①番号法第19条第8号、別表14の項</p> <p>②番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、27、28、29の項、第27条、第29条、第30条、第31条</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>①番号法第19条第8号、別表14の項</p> <p>②番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26の項、第27条、第28条</p>	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(番号法関係法令の一部改正に係る変更)

令和7年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>3. 特定個人情報の入手・使用>①入手元 その他	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)	左記を削除	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)
令和7年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>3. 特定個人情報の入手・使用>②入手方法 その他	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	左記を削除	事後	
令和7年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>3. 特定個人情報の入手・使用>⑤使用方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>・当市への転入者について、他市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券発行のために特定個人情報を使用する。・当市からの転出者について、他市区町村へ当市での接種記録を提供するために、特定個人情報を使用する。・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	左記を削除	事後	
令和7年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>3. 特定個人情報の入手・使用>⑤使用方法>情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	・予防接種実施医療機関から提出された予診票に記載されている予防接種を受けた者の情報と、健康情報管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、予防接種を受けた者を正確に把握する。 ・本市が実施する予防接種に起因する健康被害救済の給付について、支給を受ける者が請求する際の手続きに関して、本人から提出された予防接種健康被害救済の申請情報と、健康情報管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、対象者を正確に把握する。	事後	

令和7年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託>委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和7年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託>①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和7年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先1>	市区村長	市町村長	事後	
令和7年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先1>①法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項	事後	
令和7年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先1>②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	予防接種事務	事後	
令和7年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先1>③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号	予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別、実施年月日、予防接種の種類、接種液の接種量、接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項、予防接種を受けた者の個人番号、その他予防接種に関する事項	事後	
令和7年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先1>⑥提供方法	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	[○]情報連携ネットワークシステム	事後	

令和7年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先1>⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	情報提供ネットワークシステムを通じて提供の求めがある都度	事後	
令和7年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先2	・市区長村(番号法別表第2の16の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2)) ・都道府県知事(番号法別表第2の16の3の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2の2))	都道府県知事	事後	
令和7年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先2>①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項	事後	
令和7年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先2>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	寝屋川市に住民登録している定接種対象者	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	
令和7年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>6. 特定個人情報の保管・消去>保管場所※	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	左記を削除	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)

令和7年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要>7. 備考	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 <p>※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。</p>	事後	
令和7年2月13日	III リスク対策>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)>リスクに対する措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	左記を削除	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)

<p>令和7年2月13日</p>	<p>Ⅲ リスク対策> 2. 特定個人情報^の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)>特定個人情報^の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスクに対する措置</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>左記を削除</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>
------------------	---	---	--------------	-----------	--

<p>令和7年2月13日</p>	<p>Ⅲ リスク対策> 2. 特定個人情報情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)>特定個人情報情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスクに対する措置</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>	<p>左記を削除</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>
<p>令和7年2月13日</p>	<p>Ⅲ リスク対策> 3. 特定個人情報情報の使用>リスクに対する措置の内容</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 	<p>左記を削除</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>

<p>令和7年2月13日</p>	<p>Ⅲ リスク対策＞ 3. 特定個人情報情報の使用＞具体的な管理方法</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保有しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザーID／パスワードで行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザーIDは、当市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。</p>	<p>左記を削除</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>
<p>令和7年2月13日</p>	<p>Ⅲ リスク対策＞ 3. 特定個人情報情報の使用＞その他の措置の内容</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザーID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザーID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>

<p>令和7年2月13日</p>	<p>Ⅲ リスク対策＞ 3. 特定個人情報情報の使用＞特定個人情報情報の使用におけるその他のリスク及びリスクに対する措置</p>	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を他市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p>左記を削除</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>
------------------	--	---	--------------	-----------	--

<p>令和7年2月13日</p>	<p>Ⅲ リスク対策＞ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ＞ その他の措置の内容</p>	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>
------------------	--	---	---	-----------	--

<p>令和7年2月13日</p>	<p>Ⅲ リスク対策＞ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p>	<p>【特定個人情報の提供・移転に関するルール】 定めている 【ルール内容及びルールの遵守の確認方法】 番号法及び市個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の利用について、具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを整理し、特定個人情報の提供・移転を行う。 【その他の措置の内容】 ・システム端末へのログインには静脈認証とパスワードを、システムへのログインにはユーザIDとパスワードを用いて認証しており、管理者以外の職員が特定個人情報の払出をすることはない。・ユーザIDとパスワードによる認証を行い、特定個人情報ファイルの払出権限は管理者のユーザIDに限定して付与している。＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。 【リスクへの対策は十分か】 十分である</p>	<p>左記を削除</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>
<p>令和7年2月13日</p>	<p>Ⅲ リスク対策＞ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p>	<p>【特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)]におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置】 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する(番号法第19条第16号に該当する場合を除く)。②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</p>	<p>左記を削除</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>

令和7年2月13日	Ⅲ リスク対策> 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク>リスクに対する措置の内容	(※2)番号法第19条第8号及び別表第2の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報を利用したもの。	(※2)番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(番号法関係法令の一部改正に係る変更)
令和7年2月13日	Ⅲ リスク対策> 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続>リスク2: 不正な提供が行われるリスク>リスクに対する措置の内容	(※2)番号法第19条第8号及び別表第2の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(番号法関係法令の一部改正に係る変更)
令和7年2月13日	Ⅲ リスク対策> 7. 特定個人情報の保管・消去> その他の措置の内容	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	左記を削除	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)

令和7年2月13日	Ⅲ リスク対策＞ 9. 従業者に対する教育・啓発	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>
令和7年2月13日	Ⅲ リスク対策＞ 10. その他のリスク対策	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に係る変更)</p>